

○近江八幡市健康診査等自己負担金規則

平成22年3月21日

規則第60号

改正 平成22年10月1日規則第211号

平成23年3月31日規則第10号

平成23年4月1日規則第20号

(題名改称)

平成24年8月10日規則第36号

平成25年4月5日規則第25号

平成25年8月30日規則第37号

平成26年10月1日規則第43—2号

平成27年3月31日規則第25号

平成27年9月18日規則第41号

平成27年12月28日規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、市民の健康増進のため市が実施する健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定する疾病の早期の発見を目的とした健康診査及び予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項に規定する感染症の予防を目的とする個別予防接種（ワクチン接種緊急促進事業に基づく個別予防接種を含む。）（以下「健康診査等」という。）に要する費用の一部（以下「自己負担金」という。）を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(平23規則10・平23規則20・一部改正)

(健康診査等の種類等)

第2条 健康診査等の種類、実施方法及び自己負担金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 健康診査 別表第1に掲げるとおり

(2) 個別予防接種 別表第2に掲げるとおり

(平23規則20・一部改正)

(自己負担金の納付)

第3条 自己負担金は、健康診査等を受ける際に市に納付又は当該健康診査等を受けようとする医療機関に支払わなければならない。

2 前項の自己負担金は、市から委託を受けて健康診査等を行う医療機関が、対価として支払いを受ける金額の一部とみなす。

(平23規則10・平23規則20・一部改正)

(自己負担金の還付)

第4条 既納の自己負担金は、還付又は返金しない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(平23規則20・一部改正)

(自己負担金の免除)

第5条 市長は、健康診査等を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、自己負担金を免除することができる。ただし、健康診査二次検診(糖負荷試験)については自己負担金の免除をしないものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている世帯に属する者

(2) 近江八幡市税条例(平成22年近江八幡市条例第77号)第24条第1項の規定により当該年度の市民税が非課税となった世帯に属する者

(3) 受診する日において75歳以上の者

(4) その他市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、個別予防接種については前項第2号及び第3号に規定する者は免除しないものとする。

3 第1項の自己負担金の免除を受けようとする者(第1項第3号に規定する者を除く。)は、健康診査又は個別予防接種を受ける前に健(検)診・予防接種自己負担金免除申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認められた場合は、健(検)診・予防接種自己負担金免除票(別記様式第2号)を、速やかに申請者に交付するものとする。

- 5 前項の規定により負担金の免除を認められた者は、前項の健（検）診・予防接種自己負担金免除票を健康診査又は個別予防接種を受けようとする医療機関に提出しなければならない。

（平 2 2 規則 2 1 1 ・ 平 2 3 規則 1 0 ・ 平 2 3 規則 2 0 ・ 平 2 4 規則 3 6 ・
平 2 5 規則 2 5 ・ 平 2 5 規則 3 7 ・ 平 2 7 規則 2 5 ・ 一部改正）

（その他）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 2 年 3 月 2 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市健康診査等実費負担金徴収規則（平成 2 0 年近江八幡市規則第 2 5 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 削除

（平 2 3 規則 2 0）

付 則（平成 2 2 年規則第 2 1 1 号）

この規則は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 3 年規則第 1 0 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 2 3 年 2 月 1 日から適用する。

付 則（平成 2 3 年規則第 2 0 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 2 4 年規則第 3 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 2 4 年 8 月 1 日から適用する。

付 則（平成 2 5 年規則第 2 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 2 5 年規則第 3 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 2 5 年 7 月 1 日から適用する。

付 則（平成 26 年規則第 43—2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年規則第 25 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年規則第 41 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年規則第 54 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

（平 23 規則 20・全改、平 24 規則 36・平 25 規則 25・平 25 規則 37・平 27 規則 25・一部改正）

健康診査の種類及び自己負担金の額

健康診査の種類	実施方法		1 件当たりの自己負担金
一般健診	集団検診（18 歳以上 40 歳未満及び 40 歳以上の医療保険に加入していない者）		1,000 円
胃がん検診	集団検診（40 歳以上）		1,000 円
子宮頸がん検診	集団検診（20 歳以上）		1,000 円
	医療機関個別方式（20 歳以上）		1,700 円
乳房エックス線検査	集団検診	40 歳以上 50 歳未満	2,000 円
		50 歳以上	1,500 円
	医療機関個別方式	40 歳以上 50 歳	2,200 円

		歳未満	
		50歳以上	1,600円
大腸がん検診	集団検診（40歳以上）		500円
	医療機関個別方式（40歳以上）		800円
肺がん検診	集団検診	胸部レントゲン 撮影（40歳以上）	300円
		喀痰検査（40歳以上）	500円
肝炎ウイルス検査	集団検診（40歳以上）		1,000円
健康診査二次検診 （糖負荷試験）	医療機関個別方式		1,000円

別表第2（第2条関係）

（平25規則25・全改、平26規則43—2・平27規則41・一部改正）

個別予防接種の種類及び自己負担金の額

個別予防接種の種類	実施方法	1件当たりの自己負担金
インフルエンザ	医療機関個別接種方式	1,300円
高齢者の肺炎球菌感染症	医療機関個別接種方式	4,150円

別記様式第1号(第5条関係)

年 月 日

健(検)診・予防接種自己負担金免除申請書

近江八幡市長 様

申請者
氏名 印

健(検)診・予防接種名	
健(検)診・予防接種を受ける者の氏名及び個人番号	
世帯構成員名 受診者と生計を一にしている人全員 氏名 個人番号	
住所	近江八幡市 町 番地
電話番号	
医療機関名	
健(検)診受診・予防接種予定日	年 月 日
自己負担金免除申請にあたっての資格要件	<input type="checkbox"/> 生活保護法による被保護世帯に属する者 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯に属する者

※ 生活保護法による被保護者名簿又は市県民税課税状況の公簿の閲覧に関し、その申請権限を健康推進課長に委任します。

※ この予防接種の接種費用助成金の請求及び受領に関して、接種を受けた医療機関に一切の権限を委任します。

別記様式第2号(第5条関係)

年 月 日

健(検)診・予防接種自己負担金免除票

近江八幡市長 (公印省略)

健(検)診・予防接種名	
健(検)診・予防接種を受ける者の氏名	
生年月日	年 月 日
世帯主	
住所	近江八幡市 町
電話番号	
注 1 この券は、本人(被接種者)以外は利用できません。 2 この券は、受託医療機関でのみ利用できます。 3 この券は、近江八幡市より転出された場合は利用できません。 4 必ず接種時に接種医療機関窓口へ提出してください。 5 被接種者又は保護者は、当該予防接種の接種費用助成金の請求及び受領に関して、接種を受けた医療機関に一切の権限を委任します。	

有効期限 年 月 日

健(検)診受診日・接種年月日	年 月 日
健(検)診受診・接種医療機関名	

別記様式第1号（第5条関係）

（平23規則10・全改、平27規則54・一部改正）

別記様式第2号（第5条関係）

（平23規則10・全改、平25規則25・一部改正）